

## ○加賀市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児の重度化及び高齢化並びに家族の支援が受けられなくなることを見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、居住支援のために必要な機能を整備し、提供することを目的とした地域生活支援拠点等事業（以下「拠点」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 拠点の実施主体は、加賀市とし、複数の障害福祉サービス等事業者及び関係機関の分担や連携により機能を担う面的な支援体制を整備するものとする。

(拠点の機能)

第3条 拠点は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児及びその家族（以下「障がい者等」という。）の地域生活を支援するため、次に掲げる機能を担う。

### (1)「相談支援」に関する機能

常時の連絡体制を確保し、障がい者等の緊急時には必要な支援を行う。

### (2)「緊急時の受入・対応」に関する機能

障がい者等の緊急時の受入体制を常時確保し、緊急時には必要な対応を行う。

### (3)「体験の機会・場の提供」に関する機能

一人暮らしの体験など、障がい者等が、地域で生活するために必要な取り組みを行う。

### (4)「専門的人材の確保・養成」に関する機能

障がい者等の高齢化・重度化に対応できる人材確保又は専門的人材の養成を行う。

### (5)「地域の体制づくり」に関する機能

地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

(事業内容)

第4条 拠点は前条の機能を担うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に基づき、障害福祉サービス等(以下「拠点事業」という。)を実施するものとする。

(拠点事業を実施する事業所の登録)

第5条 拠点事業を行おうとする事業者は、『加賀市地域生活支援拠点等事業者登録申請書』(様式第1号)に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)第6条に規定する運営規程を添えて市長に申請し、登録を受けなければならない。
- 2 前項の運営規定は、当該拠点事業を行う事業所である旨を定めているものでなくてはならない。
  - 3 市長は、第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、拠点事業を実施する事業者として『加賀市地域生活支援拠点等登録事業者台帳』(様式第2号)に登録を行い、『加賀市地域生活支援拠点等事業者登録決定通知書』(様式第3号)により、登録したことを通知するものとする。
  - 4 市長は、前項の規定により登録を行った事業者(以下、「拠点機能事業者」という)については、当該事業者の名称、所在地、連絡先等の公表を行うものとする。
  - 5 登録の有効期間は、登録の日から3年の範囲において市長が定めるものとする。ただし、登録した第3条のサービスが適切に提供されてないと市長が認めた場合は、有効期間内であっても登録を取り消すことがある。

#### (実施の要件)

- 第6条 拠点機能事業者は、拠点事業の主旨及びその担う役割を十分に理解した上で、加算の算定が可能な場合には、適切に請求するものとする。
- 2 拠点機能事業者は、実施した拠点事業の内容について、記録を作成するものとする。
  - 3 拠点機能事業者は、前項の記録を作成した年度の翌年度から起算して5年間保存し、市から当該記録の提出の求めがあった場合は、当該記録を提出するものとする。
  - 4 拠点機能事業者は、拠点事業の実施に当たり、障がい者等の権利擁護に十分留意するものとする。
  - 5 拠点機能事業者及び拠点事業に従事する者又は従事する者でなくなった者は、拠点事業の実施により知り得た秘密及び個人情報については、加賀市個人情報保護条例(平成17年加賀市条例第17号)その他の関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。

#### (変更)

- 第7条 拠点機能事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに『加賀市地域生活支援拠点等事業者登録変更届出書』(様式第4号)により市長に届け出るものとする。

#### (廃止等)

- 第8条 拠点機能事業者は、拠点事業を廃止し、若しくは休止し、又は休止した拠点事業を再開したときは、速やかに『加賀市地域生活支援拠点等事業者廃止・休止・再開届出書』(様式第5号)により市長に届け出るものとする。

(調査等)

第9条 市長は、拠点機能事業者に対して、拠点事業の運営状況に係る調査を適時実施することができる。

2 市長は、拠点機能事業者に対して、拠点事業の運営状況について、随時報告を求めることができる。

(拠点機能事業者の登録の取消し等)

第10条 市長は、拠点機能事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該拠点事業に係る登録の取り消しができる。

(1) 不正又は虚偽の申請により拠点機能事業者の登録を受けたとき。

(2) 拠点機能事業者が障害福祉サービス等事業者の指定の取消し等を受けたとき。

(3) 前条の調査等により拠点機能事業者として不相当と認められたとき。

(4) その他、市長が拠点機能事業者として不相当と認められたとき。

2 市長は前項の規定により登録を取り消したときは、拠点機能事業者に『加賀市地域生活支援拠点事業所登録取消通知書』（様式第6号）により通知するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月9日から施行する。